

春日市運送事業者等支援金

市内で運送事業等を営む事業者の皆様が所有する事業用の車両に対して
支援金（1台あたり）を給付します！

給付要件と給付額

令和5年1月1日現在で春日市内に事業所を有し、今後も事業を継続する意思のある法人・個人事業者が所有する次の条件を満たす車両

事業区分	要件	給付額
①トラック運送事業	事業に要する車両で、以下の条件全てを満たすもの ア 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されていること。 イ 車検証又は自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」欄に春日市内住所が記載されていること。 ウ 車検証の「種別」の欄に「大型特殊自動車」と記載されていないこと。 エ 被けん引車でないこと。	5万円/台 (①～③)
②乗合バス事業		
③貸切バス事業		
④タクシー事業 介護タクシー事業	上記イに加え、公安委員会からの認定を受けた登録車両であること（随伴用車両）。	2万円/台 (④～⑤)
⑤自動車運転代行業		

申請に必要なもの

- 1 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 申請車両一覧（様式第1号別紙1）
- 3 誓約書（様式第1号別紙2）
- 4 通帳（写）
- 5 車検証（写）
※令和5年1月以降に車検証の交付を受けた場合は「自動車検査証記録事項」も併せて提出
- 6 公安委員会からの認定書の写し
（※自動車運転代行業のみ）
- 7 事業実態を確認できる書類
（法人）履歴事項全部証明書
（個人）令和4年度確定申告書第一表（写）
- 8 本人確認書類（個人のみ）

申請方法

郵送申請 又は WEB 申請

【郵送先】

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5
春日市地域づくり課商工農政担当 宛

【WEB申請の方法】

市ウェブサイト内の申請フォームから入力

≪URL≫

<http://bit.ly/3QTtG33>



申請書類の入手や詳細は
QRコードをお読み取りください!

受付期間

令和5年8月21日（月）～12月22日（金）（当日消印有効）

申請・問合せ先

春日市地域づくり課商工農政担当

TEL：092-584-1111（内線4307・4308） FAX：092-584-1153

Mail：tiiki@city.kasuga.fukuoka.jp

URL：http://bit.ly/3QTtG33

